

弊社会員規約の改定について（2025.8）

2025年8月31日付にて、弊社「きたぎん UC カード会員規約」及び「きたぎん UC 法人カード会員規約」、「きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主務者用）」を改定いたしますので、カード会員規約第19条（規約の改定並びに承認）及び法人カード会員規約第20条（規約の改定並びに承認）、コーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）第21条（規約の改定並びに承認）に基づき、お知らせいたします。

併せて、「個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項」も同日付で改定いたします。

なお、改定する会員規約等の改定箇所、内容は以下のとおりです。

1. 改定する会員規約等

- ・きたぎん UC カード会員規約
- ・きたぎん UC 法人カード会員規約
- ・きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）
- ・個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

2. 改定箇所と内容

別紙、新旧対比表のとおり（赤字記載部分が改定箇所を示します）。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
きたぎんUCカード会員規約	きたぎんUCカード会員規約
《一般条項》 第1条（会員—本人会員・家族会員） 1. ～ 3. —省略— 第2条（カードの発行と管理） 1. —省略— 2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。 3. —省略— 4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。 5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。 6. 7. —省略—	《一般条項》 第1条（会員—本人会員・家族会員） 1. ～ 3. —省略— 第2条（カードの発行と管理） 1. —省略— 2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。 3. —省略— 4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。第20条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。 5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。 6. 7. —省略—

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第3条 (カードの年会費) 1. 2. ー省略ー 3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。 第4条 (暗証番号) 1. 2. ー省略ー 3. 会員が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 第5条 (カード利用可能枠) 1. 2. ー省略ー 3. 第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第23条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項又は本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第23条に定める1回払いを指定したものと同様に扱われることを承認します。 4. ー省略ー 5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。 第6条 (複数枚カード保有における利用可能枠) ー省略ー 第7条 (代金決済) 1. 2. ー省略ー 3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た	第3条 (カードの年会費) 1. 2. ー省略ー 3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取り消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。 第4条 (暗証番号) 1. 2. ー省略ー 3. 会員が第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 第5条 (カード利用可能枠) 1. 2. ー省略ー 3. 第1項にかかわらず、第20条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第23条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済の利用代金の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項または本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第23条に定める1回払いを指定したものと同様に扱われることを承認します。 4. ー省略ー 5. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。 第6条 (複数枚カード保有における利用可能枠) ー省略ー 第7条 (代金決済) 1. 2. ー省略ー 3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち20日以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。 4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。 第8条（支払金等の充当順位） —省略— 第9条（費用の負担） —省略— 第10条（退会及びカードの利用停止と返却） 1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続をすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。 (イ) カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ) 本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ) 当社に対する支払債務又は当社の保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ) 個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が	送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたははご確認は、通知を受けたのち20日以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。 4. お支払預金口座の預金残高不足により、第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。 第8条（支払金等の充当順位） —省略— 第9条（費用の負担） —省略— 第10条（退会及びカードの利用停止と返却） 1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続をすることにより、いつでも退会することができます。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却または裁断のうえ破棄するものとします。 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知または催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止または会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。 (イ) カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ) 本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ) 当社に対する支払債務または当社の保証している債務の履行を怠った場合。 (ニ) 個人信用情報機関の情報により、本人会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ) 第20条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
認めた場合、又は第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ハ) 第7条第1項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト) 第11条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合。 (チ) 第14条第1項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 (リ) 第16条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ス) 第16条の2第2項に記載する行為を行った場合。 (ル) 第16条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ヲ) 本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。 (ヰ) 本人会員が死亡した場合。 (カ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (コ) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。 3. 一省略― 第11条 (期限の利益喪失) 1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 第28条第1項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。 (ロ) ショッピングサービス（1回払いを除く）の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。 (ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。	認めた場合、または第28条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ハ) 第7条第1項に定める自動振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト) 第11条第1項または第2項各号のいずれかに該当した場合。 (チ) 第14条第1項に違反したことなどにより、当社から本人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。 (リ) 第16条第5項に記載する行為を行った場合。 (ス) 第16条の2第1項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ル) 第16条の2第2項に記載する行為を行った場合。 (ヲ) 第16条の2第3項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ヰ) 本人会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本人会員への連絡が困難と判断した場合。 (カ) 本人会員が死亡した場合。 (コ) 本人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (ク) 本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。 3. 一省略― 第11条 (期限の利益喪失) 1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 第28条第1項に定めるキャッシングサービスまたは、ショッピングサービスの1回払いの利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。 (ロ) ショッピングサービス（1回払いを除く）の利用代金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
(ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。 (ハ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 商品の購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本人会員が当社に対する支払いを1回でも遅滞したとき。 (ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ハ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ニ) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。 (ホ) 会員が、第16条の2第1項又は第2項に違反したとき又は、当社が、第16条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。 第12条 (遅延損害金) —省略— 第13条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補) 1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、又はカードを紛失した場合は、会員は速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。 2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。 3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ) 会員の故意又は重大な過失に起因する場合。 (ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。 (ハ) 第2条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。 (ニ) 当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。 (ホ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。	(ホ) 破産・民事再生の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。 (ハ) カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 商品の購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本人会員が当社に対する支払いを1回でも遅滞したとき。 (ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ハ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ニ) 本人会員の信用状態が著しく悪化したとき。 (ホ) 会員が、第16条の2第1項または第2項に違反したときまたは、当社が、第16条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、本人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。 第12条 (遅延損害金) —省略— 第13条 (カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補) 1. 万一会員がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、またはカードを紛失した場合は、会員は速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。 2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは本人会員の責任となります。 3. 但し、前項により会員が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ) 会員の故意または重大な過失に起因する場合。 (ロ) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為または加担した盗難の場合。 (ハ) 第2条に違反して第三者にカードまたはカード情報を使用された場合。 (ニ) 当社が会員から盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。 (ホ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
(ハ) 本規約のいずれかに違反した場合。 (ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。 (チ) (リ) ー省略ー 4. ー省略ー 第14条 (届出事項の変更) 1. 2. ー省略ー 3. 当社は、本人会員と当社との各種取引において、本人会員が当社に届出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。 第15条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。 第16条 (その他の承諾事項) 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。 (イ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。 (ロ) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。 2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。 (イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又は提出いただくこと。 (ロ) 第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法又は郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただきます。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。	(ハ) 本規約のいずれかに違反した場合。 (ト) 会員が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力をしない場合。 (チ) (リ) ー省略ー 4. ー省略ー 第14条 (届出事項の変更) 1. 2. ー省略ー 3. 当社は、本人会員と当社との各種取引において、本人会員が当社に届出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。 第15条 (外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。 第16条 (その他の承諾事項) 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。 (イ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。 (ロ) 当社または当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。 2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。 (イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得または提出いただくこと。 (ロ) 第7条第3項に定めるご利用明細書は、電磁的方法または郵送による方法で本人会員に通知すること。なお、当社は本人会員が電磁的方法による通知を希望しない場合は郵送で送付するものとしますが、この場合当社所定の発行費用をご負担いただきます。但し、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
(ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。 (イ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。 (ロ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。 (ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続をとること。 (ニ) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。 4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。	(ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、またはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。 (イ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。 (ロ) 当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 20 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。 (ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続をとること。 (ニ) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。 4. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、第 28 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。 5. 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役職員・従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。 (イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第16条の2（反社会勢力の排除） 1. 一省略— 2. 本人会員は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 (イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 (ホ) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 (イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (ロ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。 (ハ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 第17条（合意管轄裁判所） 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第18条（準拠法） —省略— 第19条（規約の改定並びに承認） 1. 一省略—	第16条の2（反社会勢力の排除） 1. 一省略— 2. 本人会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 (イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (ホ) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、会員が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反または、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 (イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (ロ) 暴力団等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。 (ハ) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 第17条（合意管轄裁判所） 会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第18条（準拠法） —省略— 第19条（規約の改定並びに承認） 1. 一省略—

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (https://www.kitagin-uc.co.jp/) において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 《ショッピングサービス条項》 第20条（カード利用方法） 1. 会員は、次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。 (イ) 当社と契約した加盟店。 (ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3. 一省略— 4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担になることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会又は会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場	2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (https://www.kitagin-uc.co.jp/) において告知する方法または本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うこと、または、お知らせ後1ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 《ショッピングサービス条項》 第20条（カード利用方法） 1. 会員は、次の (イ) (ロ) (ハ) に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力することまたは所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。 (イ) 当社と契約した加盟店。 (ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3. 一省略— 4. 会員は、換金または違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5. 会員は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払にカードを利用する場合、会員がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は本人会員の負担になることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合もしくは退会または会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。 第21条（加盟店への連絡等） —省略— 第22条（立替払い又は債権譲渡） 1. —省略— 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3. 会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。 (イ) 加盟店が当社に譲渡すること。 (ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。 (ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。 4. —省略— 第23条（支払区分） 1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。）、ボーナス一括払い、リボルビング払い（以下総称して「支払区分」と称します。）のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品又はサービスによっては、利用できない支	場合は、当社が会員に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。 第21条（加盟店への連絡等） —省略— 第22条（立替払いまたは債権譲渡） 1. —省略— 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品またはサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3. 会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。 (イ) 加盟店が当社に譲渡すること。 (ロ) 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。 (ハ) 加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。 4. —省略— 第23条（支払区分） 1. 会員はショッピングサービスの利用代金の支払いについて、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い（ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。）、ボーナス一括払い、リボルビング払い（以下総称して「支払区分」と称します。）のいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品またはサービスによっては、利用できない

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。 2. ～6. ー省略ー 第24条（商品の所有権） ー省略ー 第25条（見本・カタログ等と現物の相違） 会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。 第26条（支払停止の抗弁） 1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。 (イ) 商品、権利又は役務の提供がなされないこと。 (ロ) 商品の破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。 (ハ) 商品、権利又は役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。 2. ～4. ー省略ー 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。 (ロ) 会員の指定した支払区分が、1回払いのとき。 (ハ) 2回払い、ボーナス一括払い又は、分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき。 (ニ) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。 (ホ) 商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。 (ヘ) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。 6. ー省略ー	支払区分、回数があります。なお、支払区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。 2. ～6. ー省略ー 第24条（商品の所有権） ー省略ー 第25条（見本・カタログ等と現物の相違） 会員が加盟店に対して見本・カタログ等より申込みをした場合において、提供された商品、権利又または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は、加盟店に商品の交換を申し出るかまたは加盟店との間の当該契約の解除をすることができます。 第26条（支払停止の抗弁） 1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。 (イ) 商品、権利または役務の提供がなされないこと。 (ロ) 商品の破損、汚損、故障、その他の種類または品質に関して契約の内容に適合しない場合があること。 (ハ) 商品、権利または役務の提供について、その他加盟店に対して生じている事由があること。 2. ～4. ー省略ー 5. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。 (イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。 (ロ) 会員の指定した支払区分が、1回払いのとき。 (ハ) 2回払い、ボーナス一括払いまたは、分割払いで利用した1回のカード利用に係る支払総額が40,000円に満たないとき。 (ニ) リボルビング払いで利用した1回のカード利用に係る現金価格の合計が38,000円に満たないとき。 (ホ) 商品、権利または役務の提供を受ける以外の目的でカードを利用したとき。 (ヘ) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。 6. ー省略ー

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第27条（早期完済の場合の特約） 本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できます。 《キャッシングサービス条項》 第28条（キャッシングサービス） 1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること（以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。 (イ) 当社又は当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」と称します。）の現金自動支払機又は現金自動預払機（以下「CD・ATM」と称します。）を利用する方法。 (ロ) 当社所定の手続きによりお支払預金口座に振込む方法。 (ハ) その他当社が定める方法。 2. ～ 5. 一省略— 第29条（キャッシングサービスの利率等） 1. キャッシングサービスによる融資金（以下「融資金」と称します。）及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1回払い（以下「キャッシング（1回払い）」と称します。）又はリボルビング払い（以下「キャッシング（リボ）」と称します。）のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング（1回払い）に限ります。また、家族会員はキャッシング（1回払い）に限りご利用できます。 2. ～ 4. 一省略— 第30条（キャッシングサービスの返済方法等） 一省略— 第31条（早期返済の場合の特約） 本人会員は、約定支払日前であっても当社所定の返済方法により、融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。	第27条（早期完済の場合の特約） 本人会員は分割払いの支払方法において、約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときは、78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により、算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払い戻しを当社に請求できます。 《キャッシングサービス条項》 第28条（キャッシングサービス） 1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること（以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。 (イ) 当社または当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」と称します。）の現金自動支払機または現金自動預払機（以下「CD・ATM」と称します。）を利用する方法。 (ロ) 当社所定の手続きによりお支払預金口座に振込む方法。 (ハ) その他当社が定める方法。 2. ～ 5. 一省略— 第29条（キャッシングサービスの利率等） 1. キャッシングサービスによる融資金（以下「融資金」と称します。）及び利息の支払方法は、ご利用の都度、1回払い（以下「キャッシング（1回払い）」と称します。）またはリボルビング払い（以下「キャッシング（リボ）」と称します。）のいずれかを指定します。但し、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、支払方法はキャッシング（1回払い）に限ります。また、家族会員はキャッシング（1回払い）に限りご利用できます。 2. ～ 4. 一省略— 第30条（キャッシングサービスの返済方法等） 一省略— 第31条（早期返済の場合の特約） 本人会員は、約定支払日前であっても当社所定の返済方法により、融資金残高の全部または一部をお支払いできます。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第32条（ご利用・ご返済にかかる書面） 1. 一省略— 2. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。	第32条（ご利用・ご返済にかかる書面） 1. 一省略— 2. 第1項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。
UC ゴールドカード会員特約	UC ゴールドカード会員特約
きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。	きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対し、きたぎんUCカード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、当社が発行するきたぎんUCゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をきたぎんUCゴールドカード会員とします。
UC リボカード特約	UC リボカード特約
第1条（リボルビング払い専用カード） きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、きたぎんUC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとし、又はカードに追加してリボカードを貸与するものとします（前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します）。 第2条（ショッピングサービス支払区分） 1. リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店又は、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いとな	第1条（リボルビング払い専用カード） きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）が発行するクレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の会員が、きたぎんUC カード会員規約（以下「会員規約」と称します。）及び本特約をご承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カード（以下「リボカード」と称します。）とすることができるものとし、またはカードに追加してリボカードを貸与するものとします（前者をリボカード専用型、後者をリボカード追加型と称します）。 第2条（ショッピングサービス支払区分） 1. リボカードによるショッピングサービスの支払区分は、会員がリボカード利用の際に指定した支払区分にかかわらず、リボルビング払いを指定したものとします。但し、会員が分割払いを指定した場合は、その利用代金の支払区分は会員が指定したところによるものとします。また、指定外の加盟店または、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1 回払いと

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
ることがあります。 2. ー省略ー 第3条 (リボカード追加型) ー省略ー 第4条 (会員規約の適用) ー省略ー	ることがあります。 2. ー省略ー 第3条 (リボカード追加型) ー省略ー 第4条 (会員規約の適用) ー省略ー
UC カードフリーボ特約	UC カードフリーボ特約
第1条 (会員) ー省略ー 第2条 (カードの年会費) 本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。 第3条 (ショッピング支払区分) ショッピング代金の支払いについては会員がリボルビング払いを指定したものとします。ただし、指定外の加盟店又は、当社が指定したものに本カードを利用した場合、1回払いとなることがあります。会員が2回払い、ボーナス払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員の指定したところによるものとします。なお、本カードは分割払いの利用はできないものとします。 第4条 (リボルビング払い) ー省略ー 第5条 (会員規約の適用) 本特約に定めのない事項については、きたぎん UC カード会員規約を適用するものとします。	第1条 (会員) ー省略ー 第2条 (カードの年会費) 本カードの年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。 第3条 (ショッピング支払区分) ショッピング代金の支払いについては会員がリボルビング払いを指定したものとします。ただし、指定外の加盟店または、当社が指定したものに本カードを利用した場合、1回払いとなることがあります。会員が2回払い、ボーナス払いを指定した場合、そのご利用代金の支払区分は会員の指定したところによるものとします。なお、本カードは分割払いの利用はできないものとします。 第4条 (リボルビング払い) ー省略ー 第5条 (会員規約の適用) 本特約に定めのない事項については、きたぎん UC カード会員規約を適用するものとします。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内 1. 毎月の支払元金（支払コース） ー表、省略ー 注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。 2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率15.00%の場合） 5月1日に80,000円をご利用の場合 (1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切） 支払元金 10,000円 手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません） 弁済金 10,000円 (2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切） 支払元金 10,000円 手数料 5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分 $(80,000円 \times 26日 + 70,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 998円$ 弁済金 10,000円 + 998円 = 10,998円 (3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切） 支払元金 10,000円 手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分 $(70,000円 \times 25日 + 60,000円 \times 5日) \times 15.00\% \div 365日 = 842円$ 弁済金 10,000円 + 842円 = 10,842円 ※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。 注：残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。 <UCカードフリーボ>リボルビング払いのご案内 1. 毎月の支払元金（支払いコース）	<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内 1. 毎月の支払元金（支払コース） ー表、省略ー 注：利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。 2. お支払い例（定額1万円コース・実質年率18.00%の場合） 5月1日に80,000円をご利用の場合 (1) 6月5日に支払う弁済金（5月10日締切） 支払元金 10,000円 手数料 0円（ご利用日から最初に到来する締切日までの期間は手数料計算の対象となりません） 弁済金 10,000円 (2) 7月5日に支払う弁済金（6月10日締切） 支払元金 10,000円 手数料 5月11日～6月5日分 + 6月6日～6月10日分 $(80,000円 \times 26日 + 70,000円 \times 5日) \times 18.00\% \div 365日 = 1,198円$ 弁済金 10,000円 + 1,198円 = 11,198円 (3) 8月5日に支払う弁済金（7月10日締切） 支払元金 10,000円 手数料 6月11日～7月5日分 + 7月6日～7月10日分 $(70,000円 \times 25日 + 60,000円 \times 5日) \times 18.00\% \div 365日 = 1,010円$ 弁済金 10,000円 + 1,010円 = 11,010円 ※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。 注：残高スライドコース、定率コースを選択しているときは、各々の選択コースによる支払元金に読み替えて算定するものとします。 <UCカードフリーボ>リボルビング払いのご案内 1. 毎月の支払元金（支払いコース）

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
ー表、省略ー 2. お支払い例 (定額1万円コース・実質年率15.00%の場合) 5月1日に80,000円をご利用の場合 (1) 6月5日に支払う弁済金(5月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円 (ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。) 弁済金 10,000円 (2) 7月5日に支払う弁済金(6月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円 (ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。) ※6月6日～7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。) 弁済金 10,000円 (3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 6月6日～7月5日分 $70,000円 \times 15.00\% \times 30日 \div 365日 = 863円$ 弁済金 10,000円 + 863円 = 10,863円 <キャッシングサービス>のご案内 ー表、省略ー ●遅延損害金 実質年率20.0%	ー表、省略ー 2. お支払い例 (定額1万円コース・実質年率18.00%の場合) 5月1日に80,000円をご利用の場合 (1) 6月5日に支払う弁済金(5月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円 (ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。) 弁済金 10,000円 (2) 7月5日に支払う弁済金(6月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 0円 (ご利用日から当該カード利用にかかる最初の約定支払日までの期間は手数料計算の対象となりません。) ※6月6日～7月5日分は8月5日にお支払いいただきます。) 弁済金 10,000円 (3) 8月5日に支払う弁済金(7月10日締切) 支払元金 10,000円 手数料 6月6日～7月5日分 $70,000円 \times 18.00\% \times 30日 \div 365日 = 1,035円$ 弁済金 10,000円 + 1,035円 = 11,035円 <キャッシングサービス>のご案内 ー表、省略ー ●遅延損害金 実質年率20.0% 2025年8月現在

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後																
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1) ー省略ー (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。 第2条（第1条以外での個人情報の利用） ー省略ー 第3条（個人情報の共同利用） (1) ー省略ー (2) 上記（1）の利用期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年とします。 <table><tr><th>企業名</th><th>業務内容</th><th>利用目的</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>㈱北日本銀行</td><td>①～③ー省略ー</td><td>①～⑥ー省略ー ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧以下ー省略ー</td><td>岩手県盛岡市中央通 1－6－7 TEL 019-653-1111</td></tr></table> 第4条（個人信用情報機関への登録・利用） (1) 会員の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する	企業名	業務内容	利用目的	連絡先	㈱北日本銀行	①～③ー省略ー	①～⑥ー省略ー ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧以下ー省略ー	岩手県盛岡市中央通 1－6－7 TEL 019-653-1111	個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1) ー省略ー (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。 第2条（第1条以外での個人情報の利用） ー省略ー 第3条（個人情報の共同利用） (1) ー省略ー (2) 上記（1）の利用期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年とします。 <table><tr><th>企業名</th><th>業務内容</th><th>利用目的</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>㈱北日本銀行</td><td>①～③ー省略ー</td><td>①～⑥ー省略ー ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧以下ー省略ー</td><td>岩手県盛岡市中央通 1－6－7 TEL 019-653-1111</td></tr></table> 第4条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供） (1) 信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意	企業名	業務内容	利用目的	連絡先	㈱北日本銀行	①～③ー省略ー	①～⑥ー省略ー ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧以下ー省略ー	岩手県盛岡市中央通 1－6－7 TEL 019-653-1111
企業名	業務内容	利用目的	連絡先														
㈱北日本銀行	①～③ー省略ー	①～⑥ー省略ー ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧以下ー省略ー	岩手県盛岡市中央通 1－6－7 TEL 019-653-1111														
企業名	業務内容	利用目的	連絡先														
㈱北日本銀行	①～③ー省略ー	①～⑥ー省略ー ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧以下ー省略ー	岩手県盛岡市中央通 1－6－7 TEL 019-653-1111														

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
る情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人情報情報機関」と称します。)及び加盟個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関(以下「提携個人情報情報機関」と称します。)に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力(返済能力)の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。 (2) 会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、(3)に定めるとおり加盟個人情報情報機関に登録され、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。 (3) 加盟個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。 ㈱シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階 お問い合わせ先 0570-666-414 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/ 登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内 ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内 ※㈱シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 ナビダイヤル 0570-055-955 ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp/ 登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返	会員は、下記の事項に同意します。 ①当社は、会員の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)およびこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、会員に関する信用情報((3)①に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。 ②上記①の照会により、当社は、これら信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。 (注) 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。 (2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意 会員は、下記の事項に同意します。 ①当社は、会員に係る本契約に基づく②に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において②に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。 ②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。 ㈱シー・アイ・シー 提供情報 カード使用者の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。 申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量／回数／期間、支払回数、等)。 支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。 保有期間 A. 本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間 B. 本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)は契約期間中および契約終了後 5 年以内

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等） 登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内 ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報が登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内 ④取引事実に関する情報は、契約発生中及び契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内） (4) 提携個人情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※ 全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報機関です。	C. 上記、本契約に係る事実と債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は契約期間中および契約終了後5年間 ㈱日本信用情報機構 提供情報 本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、並びに申込日および申込商品種別等の情報、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等） 保有期間 A. 本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内 B. 本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間 C. 契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中および契約終了後5年以内 D. 取引事実に関する情報は、契約発生中および契約終了後5年以内 （ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内） (3) 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 会員は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による会員の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 ①信用情報機関が保有する信用情報 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報またはその一部を保有します。 A. 上記(2)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報 B. 信用情報機関が収集したA. 以外の情報 C. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 ②信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報をA. およびB. またはA. のとおり利用します。

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
	A. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 B. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①A. B. C.）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（①A.）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。 （４）当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関 ①当社が加盟する信用情報機関の名称等 当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。 ㈸シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） お問い合わせ先：０５７０－６６６－４１４ ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/ ※㈸シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈸日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） お問い合わせ先：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/ ②提携信用情報機関の名称等 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 第5条（個人情報の公的機関等への提供） 会員は、各種法令の規定により提出を求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益のために必

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第5条（個人情報の開示・訂正・削除） （１）－省略－ （２）万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。 第6条（本同意条項に不同意の場合） 当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条（１）①②及び②に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。 第7条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用） （１）－省略－ （２）各取引が終了した場合であっても、第1条（１）に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。 （３）－省略－ 第8条（合意管轄裁判所） －省略－ 第9条（条項の変更） 本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。 ■ 個人情報保護管理者 当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担	要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。 第6条（個人情報の開示・訂正・削除） （１）－省略－ （２）万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。 第7条（本同意条項に不同意の場合） 当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部または一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条（１）①②及び②に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。 第8条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用） （１）－省略－ （２）各取引が終了した場合であっても、第1条（１）に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社所定の期間保有し、利用します。 （３）－省略－ 第9条（合意管轄裁判所） －省略－ 第10条（条項の変更） 本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。 ■ 個人情報保護管理者 当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担

きたぎん UC カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
当役員)を設置しております。 【問い合わせ・相談窓口等】 ー以下、省略ー 2024 年 5 月現在 ◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL : 03-5739-3861	当役員)を設置しております。 【問い合わせ・相談窓口等】 ー以下、省略ー ◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL : 03-5739-3861 2025 年 8 月現在

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
きたぎんUC法人カード会員規約	きたぎんUC法人カード会員規約
第 1 条(法人会員及びカード使用者) —省略— 第 2 条(カードの使途及び連帯責任) —省略— 第 3 条(カードの発行) 1. 2. —省略— 3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理するものとします。なお法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。第 21 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。 5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は、法人会員及び当該カード使用者が連帯して責任を負うものとします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 6. 7. —省略— 8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。	第 1 条(法人会員及びカード使用者) —省略— 第 2 条(カードの使途及び連帯責任) —省略— 第 3 条(カードの発行) 1. 2. —省略— 3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理するものとします。なお法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。第 21 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員またはカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員及びカード使用者の負担とします。 5. 法人会員またはカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は、法人会員及び当該カード使用者が連帯して責任を負うものとします。但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて、法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 6. 7. —省略— 8. 法人会員及びカード使用者は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第4条(カードの年会費) 1. 2. 一省略— 3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。 第5条(暗証番号) 1. 当社は法人会員又はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 (イ) カード使用者からのお申し出のない場合。 (ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。 2. 一省略— 3. 法人会員又はカード使用者が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員及びカード使用者の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて、法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 第6条(カード利用可能枠) 1. 3. 一省略— 4. 第1項及び第3項の利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。 5. 法人会員及びカード使用者には、第1項又は第3項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第7条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。 第7条(代金決済) 1. 2. 一省略— 3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければ	第4条(カードの年会費) 1. 2. 一省略— 3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。 第5条(暗証番号) 1. 当社は法人会員またはカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録するものとします。但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 (イ) カード使用者からのお申し出のない場合。 (ロ) 当社が禁止している番号のお申し出があった場合。 2. 一省略— 3. 法人会員またはカード使用者が第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員及びカード使用者の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて、法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 第6条(カード利用可能枠) 1. 3. 一省略— 4. 第1項及び第3項の利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。 5. 法人会員及びカード使用者には、第1項または第3項の利用可能枠を超えてカードを使用した場合には第7条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。 第7条(代金決済) 1. 2. 一省略— 3. 当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、法人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければ

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
ならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。 4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等により、前第 1 項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。 第 8 条(支払金等の充当順位) お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。 なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知せずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれかの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。 第 9 条(費用の負担) 法人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法より発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員又はカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。 第 10 条(退会及びカードの利用停止と返却) 1. 一省略— 2. 法人会員又はカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員又はカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止又は法人会員の資格を取消し、又は特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。	ならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち 20 日以内にさせていただくものとし、この期間内に法人会員またはカード使用者から異議の申立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。 4. 法人会員のお支払預金口座の預金残高不足等により、前第 1 項のご利用代金の支払債務(以下「支払債務」と称します。)の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。 第 8 条(支払金等の充当順位) お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても法人会員またはカード使用者は異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知せずに当社が適当と認める順序・方法によりいずれかの期限未到来債務に充当しても法人会員またはカード使用者は異議のないものとします。 第 9 条(費用の負担) 法人会員のご都合による第 7 条第 1 項以外の支払方法より発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員またはカード使用者との間で締結する債務の支払いにかかわる公正証書の作成費用は、退会後といえども法人会員及びカード使用者が連帯して負担するものとします。 第 10 条(退会及びカードの利用停止と返却) 1. 一省略— 2. 法人会員またはカード使用者が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員またはカード使用者として不適当と認めた場合、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの利用停止または法人会員の資格を取消し、または特定のカード使用者の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。 (イ)カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。 (ハ)当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
(二) 個人信用情報機関の情報により、法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ) 第 21 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ヘ) 第 7 条第 1 項に定める口座振替手続のために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト) 第 1 2 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。 (チ) 法人会員又はカード使用者が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (リ) 第 17 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ヌ) 第 17 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。 (ル) 第 17 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ヲ) 第 15 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員又はカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合 (ワ) 法人会員又はカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。 (カ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。 3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。 (イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。 (ロ) 第 21 条第 5 項に定める継続的サービスの支払にカードを使用している場合、法人会員及びカード使用者は、カード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続を行うこと及び、この変更手続を行わないことにより、当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合(又は当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合)は、これをお支払いいただくこと。 (ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。 4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使	(二) 個人信用情報機関の情報により、法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 (ホ) 第 21 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、または暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 (ヘ) 第 7 条第 1 項に定める口座振替手続のために有効な金融機関口座の届出がない場合。 (ト) 第 1 2 条第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合。 (チ) 法人会員またはカード使用者が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (リ) 第 17 条第 3 項に記載する行為を行った場合。 (ヌ) 第 17 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ル) 第 17 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。 (ヲ) 第 17 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ワ) 第 15 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員またはカード使用者への連絡が不可能であると当社が判断した場合 (カ) 法人会員またはカード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からの連絡が困難と判断した場合。 (ヨ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。 3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。 (イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。 (ロ) 第 21 条第 5 項に定める継続的サービスの支払にカードを使用している場合、法人会員及びカード使用者は、カード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続を行うこと及び、この変更手続を行わないことにより、当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いした場合(または当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合)は、これをお支払いいただくこと。 (ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。 4. 法人会員は、第 1 項または第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
用者のカードを、特定のカード使用者の使用取消し又は資格取消しの場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却又は裁断のうえ破棄するものとします。 5. 資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちににお支払いいただきます。 第 11 条(会員資格の再審査) —省略— 第 12 条(期限の利益喪失) 1. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。 (ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。 (ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。 (ホ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。 (ヘ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ロ) 法人会員又はカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。 (ハ) 法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。 (ニ) 法人会員又はカード使用者が、第 17 条の 2 第 1 項又は第 2 項に違反したとき又は、当社が、第 17 条の 2 第 3 項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。 第 13 条(遅延損害金) —省略—	使用者のカードを、特定のカード使用者の使用取消しまたは資格取消しの場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却または裁断のうえ破棄するものとします。 5. 資格取消、退会またはカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちににお支払いいただきます。 第 11 条(会員資格の再審査) —省略— 第 12 条(期限の利益喪失) 1. 法人会員またはカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。 (ロ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ハ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (ニ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立てまたは滞納処分を受けたとき。 (ホ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。 (ヘ) カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 法人会員またはカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ロ) 法人会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。 (ハ) 法人会員が資格を喪失したとき、またはカード使用者がカードの使用取消となったとき。 (ニ) 法人会員またはカード使用者が、第 17 条の 2 第 1 項または第 2 項に違反したときまたは、当社が、第 17 条の 2 第 3 項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。 第 13 条(遅延損害金) —省略—

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第 14 条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補) 1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、又はカードを紛失した場合は、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。 2. 一省略— 3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ) 法人会員又はカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。 (ロ) 法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者等、カード使用者の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。 (ニ) 第 3 条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。 (ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者から盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。 (ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。 (ト) 本規約のいずれかに違反した場合。 (チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。 (リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 5 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。 (ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。 4. 一省略— 第 15 条(届出事項の変更) 1. ～3. 一省略—	第 14 条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補) 1. 万一法人会員またはカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下「盗難」と総称します。)され、またはカードを紛失した場合は、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社に電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。 2. 一省略— 3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ) 法人会員またはカード使用者の共同又またはいずれかによる故意または重大な過失に起因する場合。 (ロ) 法人会員の役職員またはカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者等、カード使用者の関係者の自らの行為または加担した盗難の場合。 (ニ) 第 3 条に違反して第三者にカードまたはカード情報を使用された場合。 (ホ) 当社が法人会員、管理責任者またはカード使用者から盗難・紛失の通知を受理した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。 (ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。 (ト) 法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合。 (チ) 法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力をしない場合。 (リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 5 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。 (ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。 4. 一省略— 第 15 条(届出事項の変更) 1. ～3. 一省略—

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
4. 当社は、法人会員又はカード使用者と当社との各種取引において、法人会員又はカード使用者が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。 第 16 条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 海外加盟店でカードを利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。 第 17 条(その他承諾事項) 1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。 (イ)当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報が不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 (ロ)当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。 (ハ)(ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカード再発行手続きをとることがあること。 (ニ)当社が法人会員又はカード使用者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、法人会員及び他のカード使用者に対しても、この履行の請求の効力が生じること。 (ホ)当社が与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及びカード使用者の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。 2. 法人会員は実質的支配者が犯罪による収益移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEP s 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合も同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEP s 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この	4. 当社は、法人会員またはカード使用者と当社との各種取引において、法人会員またはカード使用者が当社に届け出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。 第 16 条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 海外加盟店でカードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、法人会員またはカード使用者は当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。 第 17 条(その他承諾事項) 1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承認するものとします。 (イ)当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、またはカード情報が不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 (ロ)当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第 21 条第 1 項に定めるショッピングサービスの利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。 (ハ)(ロ)の場合に、当社がカードを無効化のうえカード再発行手続きをとることがあること。 (ニ)当社が法人会員またはカード使用者のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、法人会員及び他のカード使用者に対しても、この履行の請求の効力が生じること。 (ホ)当社が与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員及びカード使用者の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。 2. 法人会員は実質的支配者が犯罪による収益移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号または第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEP s 関係者」という）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合も同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEP s 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。こ

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。	の場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。
第 17 条の 2 (反社会的勢力の排除) 1. 一省略— 2. 法人会員は、法人会員又はカード使用者自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 (イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 (ホ) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 (イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (ロ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。	3. 法人会員またはカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役員・従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。 (イ) 暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ) 暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 (ハ) 人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ) 長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ) 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等 第 17 条の 2 (反社会的勢力の排除) 1. 一省略— 2. 法人会員は、法人会員またはカード使用者自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 (イ) 暴力的な要求行為 (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (ホ) その他前各号に準ずる行為 3. 当社は法人会員またはカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反または、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 (イ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (ロ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
(ハ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること 第 18 条(合意管轄裁判所) 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員又はカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 19 条(準拠法) —省略— 第 20 条(規約の改定並びに承認) 1. —省略— 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (https://www.kitagin-uc.co.jp/) において告知する方法又は管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 ■■■ショッピングサービス条項■■■ 第 21 条(カード利用方法) 1. カード使用者は、次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力し又は所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます(以下「ショッピングサービス」と称します。) (イ) 当社と契約した加盟店。 (ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名等の手続を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3. —省略—	(ハ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること 第 18 条(合意管轄裁判所) 法人会員またはカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず法人会員またはカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 19 条(準拠法) —省略— 第 20 条(規約の改定並びに承認) 1. —省略— 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ (https://www.kitagin-uc.co.jp/) において告知する方法または管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本規約に係る取引を行うこと、または、お知らせ後 1 ヶ月の経過をもって変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 ■■■ショッピングサービス条項■■■ 第 21 条(カード利用方法) 1. カード使用者は、次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力しまたは所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます(以下「ショッピングサービス」と称します。) (イ) 当社と契約した加盟店。 (ロ) 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 (ハ) 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名等の手続を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。 3. —省略—

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5. 法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は法人会員及びカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員又はカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを法人会員及びカード使用者は予め承認するものとします。 第 22 条(加盟店への連絡等) —省略— 第 23 条 (立替払い又は債権譲渡) 1. —省略— 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3. 法人会員及びカード使用者は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員及びカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。 (イ)加盟店が当社に譲渡すること。 (ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡	4. カード使用者は、換金または違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5. 法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員またはカード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は法人会員及びカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合または退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員またはカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることを法人会員及びカード使用者は予め承認するものとします。 第 22 条(加盟店への連絡等) —省略—。 第 23 条 (立替払いまたは債権譲渡) 1. —省略— 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品またはサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3. 法人会員及びカード使用者は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員及びカード使用者に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。 (イ)加盟店が当社に譲渡すること。 (ロ)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
すること。 (ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。 4. 一省略— 第 24 条(支払い区分) —省略— 第 25 条(商品の所有権) —省略— 26 条(見本・カタログ等と現物の相違) カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該売買契約の解除をすることができます。 第 27 条(加盟店との紛議) カード利用により購入した物品又は受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。 ■■■連帯債務に関する特則■■■ 2020 年 4 月 1 日以降に法人会員となった者及びカード使用者となった者については、第 27 条までの規定（以下「本規約」と称します。）に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。 第 1 条（極度額の設定） 1. 2. 一省略—	すること。 (ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。 4. 一省略— 第 24 条(支払い区分) —省略— 第 25 条(商品の所有権) —省略— 第 26 条(見本・カタログ等と現物の相違) カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るかまたは加盟店との間の当該売買契約の解除をすることができます。 第 27 条(加盟店との紛議) カード利用により購入した物品または受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員またはカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。 ■■■連帯債務に関する特則■■■ 2020 年 4 月 1 日以降に法人会員となった者及びカード使用者となった者については、第 27 条までの規定（以下「本規約」と称します。）に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。 第 1 条（極度額の設定） 1. 2. 一省略—

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第2条（情報提供等） 1. 法人会員は、以下の情報をすべて、カード使用者に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。 （イ）財産及び収支の状況 （ロ）主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 （ハ）主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容 2.～ 4. ー省略ー 第3条（期限の利益の喪失） ー省略ー	第2条（情報提供等） 1. 法人会員は、以下の情報をすべて、カード使用者に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明及び保証します。 （イ）財産及び収支の状況 （ロ）主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 （ハ）主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容 2.～ 4. ー省略ー 第3条（期限の利益の喪失） ー省略ー
個人事業主法人会員特約	個人事業主法人会員特約
個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、UC 法人カード会員規約（以下、「会員規約」と称します。）第1条第1項及び第17条第2項が下記のように変更されます。 1. ー省略ー 2. 会員規約第17条第2項を以下の内容とします。 2.当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとし（申告内容に変更がある場合にも同様とします。）。	個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され、UC 法人カード会員規約（以下、「会員規約」と称します。）第1条第1項及び第17条第2項が下記のように変更されます。 1. ー省略ー 2. 会員規約第17条第2項を以下の内容とします。 2.当社が個人事業主法人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、個人事業主法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。なお、個人事業主法人会員は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号または第2号に掲げる者に該当した場合には、当社に申告を行うものとし（申告内容に変更がある場合にも同様とします。）。 2025 年 8 月現在

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項	個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項
カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1) カード使用者は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 ①各取引所定の申込時もしくは各取引においてカード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項 ②～④ ー省略ー ⑤カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む） ⑥～⑪ ー省略ー (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。 第2条（第1条以外での個人情報の利用） ー省略ー	カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1) カード使用者は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 ①各取引所定の申込時もしくは各取引においてカード使用者または管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況等の事項 ②～④ー省略ー ⑤カード使用者または管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む） ⑥～⑪ ー省略ー (2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部または全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。 第2条（営業活動等の目的での個人情報の利用） ー省略ー

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第3条（個人情報の共同利用） —省略— 第4条（個人信用情報機関への登録・利用） （1）カード使用者の支払能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」と称します。）及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」と称します。）に照会し、カード使用者及びカード使用者の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。なお、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に登録されている個人情報は、割賦販売法及び貸金業法等により、支払能力（返済能力）の調査以外の目的で使用してはならないこととされています。 （2）カード使用者の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、（3）に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、カード使用者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。 （3）加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記のとおりです。 ㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウェスト 15 階 お問い合わせ先 0570-666-414 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/ 登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報 登録期間 ①本契約に係る申込みをした事実は当社が㈱シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間 ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内	第3条（個人情報の共同利用） —省略— 第4条（信用情報機関が保有する信用情報の利用および信用情報機関への信用情報の提供） （1）信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意 カード使用者は、下記の事項に同意します。 ①当社は、カード使用者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）およびこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、カード使用者に関する信用情報（(3)①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。 ②上記①の照会により、当社は、これら信用情報機関にカード使用者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、カード使用者の支払能力・返済能力の調査のために利用します。 （注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供することを業とするものをいいます。 （2）信用情報機関への信用情報の提供に関する同意 カード使用者は、下記の事項に同意します。 ①当社は、カード使用者に係る本契約に基づく②に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において②に定める期間保有され、（3）記載のとおり利用されます。 ②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。 ㈱シー・アイ・シー 提供情報 カード使用者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内 ※㈱シー・アイ・シー (CIC) の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp/ 登録情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) 登録期間 ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内 ②本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報が登録されている期間 ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内 ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) (4) 提携個人信用情報機関は、下記のとおりです。 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL03-3214-5020 FAX0120-540-558 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。	号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。 申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数、等)。 支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。 保有期間 A. 本契約の申込みに係る事実(本人を特定するための情報および申込みの事実)は当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間 B. 本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)は契約期間中および契約終了後5年以内 C. 上記、本契約に係る事実(債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合は契約期間中および契約終了後5年間 ㈱日本信用情報機構 提供情報 本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日および申込商品種別等の情報、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等) 保有期間 A. 本契約にかかる申込みをした事実は、当社が㈱日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
	B. 本人を特定するための情報は、契約内容に関する情報等が登録されている期間 C. 契約内容および返済状況に関する情報は、契約継続中および契約終了後 5 年以内 D. 取引事実に関する情報は、契約発生中および契約終了後 5 年以内 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内) (3) 信用情報機関による信用情報の利用および加盟事業者に対する提供に関する同意 カード使用者は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者によるカード使用者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。 ①信用情報機関が保有する信用情報 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報またはその一部を保有します。 A. 上記(2)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報 B. 信用情報機関が収集した A. 以外の情報 C. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報 ②信用情報機関による信用情報の利用 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を A. および B. または A. のとおり利用します。 A. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理 B. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報 (①A. B. C.) を加盟事業者へ提供します。また、信用情報 (①A.) を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。 (4) 当社が加盟する信用情報機関およびその提携信用情報機関

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
	①当社が加盟する信用情報機関の名称等 当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。 ㈱シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） お問い合わせ先：0570-666-414 ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp/ ※㈱シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。 ㈱日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） お問い合わせ先：0570-055-955 ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/ ②提携信用情報機関の名称等 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 第5条（個人情報の公的機関等への提供） カード使用者は、各種法令の規定により提出を求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益の

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
第5条（個人情報の開示・訂正・削除） （１）—省略— （２）万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。 第6条（本同意条項に不同意の場合） 当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条（１）①②及び（２）に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。 第7条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用） （１）—省略— （２）各取引が終了した場合でも、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。 （３）—省略— 第8条（合意管轄裁判所） —省略— 第9条（条項の変更） —省略—	ために必要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします 第6条（個人情報の開示・訂正・削除） （１）—省略— （２）万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。 第7条（本同意条項に不同意の場合） 当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部または一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。但し、第2条（１）①②及び（２）に定める営業案内の利用について同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。 第8条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用） （１）—省略— （２）各取引が終了した場合でも、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社所定の期間保有し、利用します。 （３）—省略— 第9条（合意管轄裁判所） —省略— 第10条（条項の変更） —省略—

きたぎん UC 法人カード会員規約・個人情報同意条項 新旧対比表

(改定箇所赤字で記載)

改 定 前	改 定 後
■個人情報保護管理者 当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担当役員）を設置しております。 【問い合わせ・相談窓口等】 ー以下、省略ー 2024 年 3 月現在	■個人情報保護管理者 当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担当役員）を設置しております。 【問い合わせ・相談窓口等】 ー以下、省略ー ◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL：03-5739-3861 2025 年 8 月現在

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）	きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）
■■■■一般条項■■■■	■■■■一般条項■■■■
第1条（法人会員） 別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）に対しきたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した法人又は団体（以下「法人」と総称します。）をきたぎん UC コーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。 第2条（カード利用単位（組織）、管理責任者及びカード使用者） —省略— 第3条（カードの使途及び法人会員の責任） —省略— 第4条（カードの発行と管理） 1. 2. —省略— 3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。第 22 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。 5. 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 6. 7. —省略— 8. 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。	第1条（法人会員） きたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）に対しきたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した法人または団体（以下「法人」と総称します。）をきたぎん UC コーポレート会員（以下「法人会員」と称します。）とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。 第2条（カード利用単位（組織）、管理責任者及びカード使用者） —省略— 第3条（カードの使途及び法人会員の責任） —省略— 第4条（カードの発行と管理） 1. 2. —省略— 3. カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。また法人会員及びカード使用者は、カードを破壊、分解等またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。 4. カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡または担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。第 22 条第 5 項に定める場合等におけるカード情報の預託は、法人会員またはカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。 5. 法人会員またはカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させまたはカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、カードまたはカード情報の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 6. 7. —省略— 8. 法人会員及びカード使用者は、当社または当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
第5条（カードの年会費） 1. 法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。 2. 年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。 3. すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。 第6条（暗証番号） 1. 当社は法人会員又はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。 但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 （イ）カード使用者からのお申し出のない場合。 （ロ）当社が禁止している番号のお申し出があった場合。 2. 法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3. 法人会員又はカード使用者が、第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員又はカード使用者に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 第7条（カード利用可能枠） 1. 2. ー省略ー 3. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額又は利用停止ができるものとします。 4. カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。 第8条（代金決済） 1. 2. ー省略ー 3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち 20 日以内に確認していただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合に	第5条（カードの年会費） 1. 法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。 2. 年会費の支払日、支払方法は当社所定の時期、方法によるものとします。 3. すでにお支払い済の年会費は、退会または会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。 第6条（暗証番号） 1. 当社は法人会員またはカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号（4桁の数字）を登録するものとします。 但し、下記に該当する場合は、当社所定の方法により登録するものとします。 （イ）カード使用者からのお申し出のない場合。 （ロ）当社が禁止している番号のお申し出があった場合。 2. 法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 3. 法人会員またはカード使用者が、第三者に暗証番号を知らせ、または暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、暗証番号の管理状況等を踏まえて法人会員またはカード使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。 第7条（カード利用可能枠） 1. 2. ー省略ー 3. カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額、減額または利用停止ができるものとします。 4. カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部またはその一部をお支払いいただくことがあります。 第8条（代金決済） 1. 2. ー省略ー 3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額及び利用内容を、予め法人会員及び当社が合意した方法により、お支払月の前月末頃、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送付先にご利用明細書として郵送または電磁的方法により通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせまたはご確認は、通知を受けたのち 20 日以内に確認していただくものとし、この期間内に法人会員またはカード利

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
は、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。 4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。 5. お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項及び第 2 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。 第 9 条（支払金等の充当順位） —省略— 第 10 条（費用の負担） —省略— 第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却） 1. 法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。 2. 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しすることができ、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。 （イ）カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 （ロ）本規約のいずれかに違反した場合。 （ハ）法人会員が当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。 （ニ）信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 （ホ）第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、又は第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 （ヘ）第 8 条第 1 項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 （ト）第 13 条第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当した場合。 （チ）第 16 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。	用者から異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。 4. カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覧を送付することを予め承諾するものとします。 5. お支払預金口座の預金残高不足により、第 1 項及び第 2 項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」と称します。）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。 第 9 条（支払金等の充当順位） —省略— 第 10 条（費用の負担） —省略— 第 11 条（退会及びカードの使用取消と返却） 1. 法人会員は、当社あて所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。 2. 法人会員またはカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、またはカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、全部もしくは一部のカード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格を取消しすることができ、特定のカード利用単位の廃止、または特定のカード使用者の資格取消をすることができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することがあります。 （イ）カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をした場合。 （ロ）本規約のいずれかに違反した場合。 （ハ）法人会員が当社に対する支払債務または当社が保証している債務の履行を怠った場合。 （ニ）信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、または悪化のおそれがあると当社が判断した場合。 （ホ）第 22 条第 4 項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、または第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。 （ヘ）第 8 条第 1 項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。 （ト）第 13 条第 1 項または第 2 項各号のいずれかに該当した場合。 （チ）第 16 条第 1 項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
(リ) 法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (ヌ) 第 18 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ル) 第 18 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。 (ヲ) 第 18 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (ワ) カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。 (カ) カード使用者が死亡した場合。 (ヨ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。 3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。 (イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。 (ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。 (ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。 4. 法人会員は、第 1 項又は第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却もしくは裁断のうえ破棄するものとします。 5. 資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。 第 12 条（会員資格の再審査） —省略— 第 13 条（期限の利益喪失） 1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。	社が判断した場合。 (リ) 法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を喪失した場合。 (ヌ) 第 18 条第 5 項に記載する行為を行った場合。 (ル) 第 18 条の 2 第 1 項に規定する暴力団員等であることが判明した場合。 (ヲ) 第 18 条の 2 第 2 項に記載する行為を行った場合。 (ワ) 第 18 条の 2 第 3 項に基づいて求めた報告を合理的な期間内に提出しない場合。 (カ) カード使用者が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社からカード使用者への連絡が困難と判断した場合。 (ヨ) カード使用者が死亡した場合。 (タ) カード使用者が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失または在留資格の確認ができない場合。 3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。 (イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。 (ロ) 第 22 条第 5 項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員またはカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金を当該加盟店に立替払いにした場合（または当該代金債権を当該加盟店から譲り受けた場合）はこれをお支払いいただくこと。 (ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。 4. 法人会員は、第 1 項または第 2 項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消または資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却または裁断のうえ破棄するものとします。 5. 資格取消、退会またはカードの使用取消がなされた後にカードを使用した場合には、その代金相当額を直ちにお支払いいただきます。 第 12 条（会員資格の再審査） —省略— 第 13 条（期限の利益喪失） 1. 法人会員が、次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 支払期日に利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。 (ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て、又は滞納処分を受けたとき。 (ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。 (ホ) カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 法人会員又はカード使用者が次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により法人会員は、支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ロ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ハ) 法人会員の信用状態が著しく悪化したとき。 (ニ) 法人会員が会員資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。 (ホ) 法人会員又はカード使用者が、第18条の2第1項又は第2項に違反したとき又は、当社が、第18条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。	(ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (ハ) 差押・仮差押・保全差押・仮処分申し立て、または滞納処分を受けたとき。 (ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。 (ホ) カードの破壊、分解等を行い、またはカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 法人会員またはカード使用者が次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により法人会員は、支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。 (イ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。 (ロ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。 (ハ) 法人会員の信用状態が著しく悪化したとき。 (ニ) 法人会員が会員資格を喪失したとき、またはカード使用者がカードの使用取消となったとき。 (ホ) 法人会員またはカード使用者が、第18条の2第1項または第2項に違反したときまたは、当社が、第18条の2第3項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。
第14条（遅延損害金） —省略—	第14条（遅延損害金） —省略—
第15条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補） 1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。 2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員の責任となります。 3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ) 法人会員及びカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。 (ロ) 法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ニ) 第4条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。 (ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理し	第15条（カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補） 1. 万一法人会員またはカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得（以下「盗難」と総称します。）され、またはカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。 2. カードの盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員の責任となります。 3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。 (イ) 法人会員及びカード使用者の共同またはいずれかによる故意または重大な過失に起因する場合。 (ロ) 法人会員の役職員またはカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。 (ニ) 第4条に違反して第三者にカードまたはカード情報を使用された場合。 (ホ) 当社が法人会員、管理責任者またはカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理し

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
た日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。 (へ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。 (ト) 本規約のいずれかに違反した場合。 (チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。 (リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 6 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。 (ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。 4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第 8 条のカード利用代金の場合と同様とします。 第 16 条（届出事項の変更） 1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用单位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。 2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りではないものとします。 3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 11 条第 1 項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。 4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。 第 17 条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用） 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。	した日から 61 日以前に生じた不正使用の場合。 (へ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。 (ト) 法人会員またはカード使用者が、本規約のいずれかに違反した場合。 (チ) 法人会員、管理責任者またはカード使用者が当社の請求する書類を提出しない場合、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、または被害調査に協力をしない場合。 (リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第 6 条第 3 項但し書きに該当する場合を除きます。 (ヌ) 第 1 項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。）において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅滞した場合。 4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第 8 条のカード利用代金の場合と同様とします。 第 16 条（届出事項の変更） 1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、カード利用单位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の氏名・住所、電話番号、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（実質的支配者、事業内容及び第 18 条第 4 項に基づく PEPs 関係者の該当性等を含みます。）等に変更があった場合、または、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。 2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めた場合はこの限りではないものとします。 3. 法人会員はカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第 11 条第 1 項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。 4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届け出た内容または公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容または収集内容に変更することができるものとします。 第 17 条（外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用） 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、法人会員またはカード使用者は当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
第 18 条（その他承諾事項） 1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。 （イ）当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。 2. 法人会員及びカード使用者は以下の義務を負うことを承諾します。 （イ）当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカード回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。 （イ）当社が法人会員又はカード使用者に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員又はカード使用者の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。 （ロ）当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。 （ハ）（ロ）の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。 4. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カードの利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、法人会員に対する通知を行うことなく、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。	第 18 条（その他承諾事項） 1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。 （イ）当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。 2. 法人会員及びカード使用者は以下の義務を負うことを承諾します。 （イ）当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、またはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカード回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。 3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。 （イ）当社が法人会員またはカード使用者に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、法人会員またはカード使用者の営業所、自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。 （ロ）当社がカードまたはカード情報が第三者により不正使用される可能性があるとして判断した場合には、法人会員またはカード使用者に事前に通知することなく、第 22 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、またはお断りすることがあること。 （ハ）（ロ）の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。 4. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者（以下総称して「PEPs 関係者」と称します。）に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします（事業内容、実質的支配者その他当社が他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。）。なお、当社が実質的支配者について PEPs 関係者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カードの利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、法人会員に対する通知を行うことなく、第 29 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。 5. 法人会員またはカード使用者は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の役員・従業員・従業者等（派遣社員を含み、以下「従業者等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業者等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。 （イ）暴力、威嚇、脅迫、強要等 （ロ）暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動 （ハ）人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 （ニ）長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ （ホ）金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
第 18 条の 2（反社会的勢力の排除） 1. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。 （イ）暴力団 （ロ）暴力団員 （ハ）暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 （ニ）暴力団準構成員 （ホ）暴力団関係企業 （ヘ）総会屋等 （ト）社会運動等標ぼうゴロ （チ）特殊知能暴力集団等 （リ）これらの共生者 （ヌ）テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者 （ル）その他これらに準じる者 （以下総称して「暴力団員等」という） 2. 法人会員は、法人会員又はカード使用者自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 （イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為 （ホ）その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反又は、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 （イ）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 （ロ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 （ハ）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （ニ）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認めら	照らして著しく不相当と当社が認めた要求等 第 18 条の 2（反社会的勢力の排除） 1. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。 （イ）暴力団 （ロ）暴力団員 （ハ）暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 （ニ）暴力団準構成員 （ホ）暴力団関係企業 （ヘ）総会屋等 （ト）社会運動等標ぼうゴロ （チ）特殊知能暴力集団等 （リ）これらの共生者 （ヌ）テロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者 （ル）その他これらに準じる者 （以下総称して「暴力団員等」という） 2. 法人会員は、法人会員 またはカード使用者自ら または第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 （イ）暴力的な要求行為 （ロ）法的な責任を超えた不当な要求行為 （ハ）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （ニ）風説を流布し、偽計を用い または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 （ホ）その他前各号に準ずる行為 3. 当社は、法人会員 またはカード使用者が暴力団員等、前項に定める確約事項への違反 または、次の各号に該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。 （イ）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 （ロ）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 （ハ）自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的 または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 （ニ）暴力団員等に対して資金等を提供し、または、便宜を供与する等の関与をしていると認め

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
れる関係を有すること。 (ホ) 法人会員の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 第 19 条（合意管轄裁判所） 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 20 条（準拠法） 法人会員及びカード使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。 第 21 条（規約の改定並びに承認） 1. 一省略— 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ（https://www.kitagin-uc.co.jp/）において告知する方法又は法人会員に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に法人会員又はカード使用者が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 ■■■■ショッピングサービス条項■■■■ 第 22 条（カード利用方法） 1. カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。 （イ）当社と契約した加盟店。 （ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 （ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。	られる関係を有すること。 (ホ) 法人会員の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 第 19 条（合意管轄裁判所） 法人会員またはカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員またはカード使用者の住所地、当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 第 20 条（準拠法） 法人会員及びカード使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。 第 21 条（規約の改定並びに承認） 1. 一省略— 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をきたぎんユーシーホームページ（https://www.kitagin-uc.co.jp/）において告知する方法または法人会員に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員は、当該周知の後に法人会員またはカード使用者が本規約に係る取引を行うこと、またはお知らせ 1 ヶ月の経過をもって、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。 ■■■■ショッピングサービス条項■■■■ 第 22 条（カード利用方法） 1. カード使用者は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力することまたは所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。 （イ）当社と契約した加盟店。 （ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 （ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。 2. カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、または商品・サービス等については、暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、またはカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第8条第2項の規定が準用されます。第8条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。 4. カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5. 法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員又はカード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任はカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員又はカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることをカード使用者は予め承認するものとします。	3. ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものとし、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第8条第2項の規定が準用されます。第8条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。 4. カード使用者は、換金または違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。 5. 法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等継続的サービス（以下「継続的サービス」と称します。）を提供する加盟店とのお取引にかかわる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員またはカード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任はカード使用者の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合または退会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員またはカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合があることをカード使用者は予め承認するものとします。
第23条（加盟店への連絡等） —省略—	第23条（加盟店への連絡等） —省略—
第24条（立替払い又は債権譲渡） 1. 当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を法人会員に代わって立替払いするものとし、法人会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3. 法人会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額について	第24条（立替払いまたは債権譲渡） 1. 当社は、法人会員及びカード使用者の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を法人会員に代わって立替払いするものとし、法人会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。法人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより法人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。 2. 前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスに係る売上票の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品またはサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。 3. 法人会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額について

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
は、前項の規定を準用するものとします。 （イ）加盟店が当社に譲渡すること。 （ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。 （ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。 4. 法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。 第 25 条（支払区分） カード使用者のショッピングサービスの支払区分は、原則 1 回払いとなります。 第 26 条（商品の所有権） 商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店に立替払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員は認めるものとします。 第 27 条（見本・カタログ等と現物の相違） カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は加盟店との間の当該売買契約の解除をすることができます。 第 28 条（加盟店との紛議） カード利用により購入した物品又は受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員又はカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。 ■■■キャッシングサービス■■■ 第 29 条（キャッシングサービス） 1. 法人会員が当社に事前に申し出て、当社が認めた場合、カード使用者は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること（以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。 （イ）当社又は当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」と称します。）の現金自動支払機又は現金自動預払機（以下「CD・ATM」と称します。）を利用する方法 （ロ）その他当社が定める方法	は、前項の規定を準用するものとします。 （イ）加盟店が当社に譲渡すること。 （ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。 （ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。 4. 法人会員及びカード使用者は、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。 第 25 条（支払区分） カード使用者のショッピングサービスの支払区分は、原則 1 回払いとなります。 第 26 条（商品の所有権） 商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店に立替払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員は認めるものとします。 第 27 条（見本・カタログ等と現物の相違） カード使用者が加盟店に対して見本・カタログ等より申し込みをした場合において、提供された商品、権利または役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るかまたは加盟店との間の当該売買契約の解除をすることができます。 第 28 条（加盟店との紛議） カード利用により購入した物品または受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員またはカード使用者と加盟店とにおいて解決するものとし、当社は一切その責任を負いません。またその解決の有無は、当社に対する利用代金支払拒否の理由にはなりません。 ■■■キャッシングサービス■■■ 第 29 条（キャッシングサービス） 1. 法人会員が当社に事前に申し出て、当社が認めた場合、カード使用者は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること（以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。 （イ）当社または当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」と称します。）の現金自動支払機または現金自動預払機（以下「CD・ATM」と称します。）を利用する方法 （ロ）その他当社が定める方法

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
2.1 回あたりのキャッシングサービスの利用代金の額は当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。 3. 当社が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。 4. 約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスをお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。 5. キャッシングサービスのご利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）は法人会員が負担するものとします。 第30条（キャッシングサービスの支払方法等） —省略— 第31条（早期返済の場合の特約） 法人会員は約定支払日前であっても、当社所定の返済方法により融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。 第32条（ご利用・ご返済にかかる書面） 1. 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面（電磁的方法による場合を含みます。）を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて法人会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。 2. 前項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。	2.1 回あたりのキャッシングサービスの利用代金の額は当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。 3. 当社が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。 4. 約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスをお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。 5. キャッシングサービスのご利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料（但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）は法人会員が負担するものとします。 第30条（キャッシングサービスの支払方法等） —省略— 第31条（早期返済の場合の特約） 法人会員は約定支払日前であっても、当社所定の返済方法により融資金残高の全部または一部をお支払いできます。 第32条（ご利用・ご返済にかかる書面） 1. 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面（電磁的方法による場合を含みます。）を、キャッシングサービスのご利用またはご返済の都度交付するものとします。但し、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて法人会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。 2. 前項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用またはご返済がある場合、変動することがあります。
	カードの不発行に関する特約 当社は、UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約（会社主債務用）（以下、「会員規約」と称します）第1条に定める法人会員が希望する場合、会員規約第4条1項の定めにかかわらず、カードを発行することなく、カード情報のみを法人会員に通知して、当該カード情報をカードと同様に利用することを認める場合があります。この場合、会員規約及び当社と法人会員が締結する契約書等において「カード」とある条項は、原則として「カード情報」と読み替えて適用します。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
請求仕訳サービス利用規定	請求仕訳サービス利用規定
第1条（適用） 本規定は、きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）（以下「会員規約」と称します。）が適用される法人又は団体（以下「法人会員」と称します。）が本規定を承認のうえ別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）に請求仕訳サービス（以下「本サービス」と称します。）を申し込み、当社が認めた場合に適用されます。 第2条（用語の定義） ・「カード使用者」 当社が、会員規約に基づき、法人会員に対して発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）を使用する者 ・「利用明細データ」 請求仕訳前のカード使用者のカードの利用代金、諸手数料（以下「カード利用代金等」と称します。）に関する情報 ・「請求仕訳」 法人会員が、当社から送信される利用明細データに含まれるカード利用代金等のうち、法人会員が口座振替又は振込の方法により一括して支払う金額（以下「振込等による支払金」と称します。）と法人会員がカード毎に指定した口座から口座振替の方法により支払う金額（以下「口座引落による支払金」と称します。）に仕訳を行うこと ・「請求仕訳データ」 法人会員が、請求仕訳したカード利用代金等に関する情報 ・「本サービス」 当社が法人会員から送信される請求仕訳データに従い決済を行うサービス 第3条（本サービスの内容） (1) 当社は、前営業日にコンピュータ処理を行った利用明細データを毎営業日当社所定の方法により法人会員に対して送信します。 (2) 法人会員は、受信した利用明細データの各カード利用代金等について請求仕訳を行い、請求仕訳データを当社所定の時期に当社所定の方法により当社に送信するものとします。但し、所定の時期以外であっても、法人会員は当社の承諾を得て請求仕訳データを送信することができるものとします。	第1条（適用） 本規定は、きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用）（以下「会員規約」と称します。）が適用される法人 または 団体（以下「法人会員」と称します。）が本規定を承認のうえ別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）に請求仕訳サービス（以下「本サービス」と称します。）を申し込み、当社が認めた場合に適用されます。 第2条（用語の定義） ・「カード使用者」 当社が、会員規約に基づき、法人会員に対して発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）を使用する者 ・「利用明細データ」 請求仕訳前のカード使用者のカードの利用代金、諸手数料（以下「カード利用代金等」と称します。）に関する情報 ・「請求仕訳」 法人会員が、当社から送信される利用明細データに含まれるカード利用代金等のうち、法人会員が口座振替 または 振込の方法により一括して支払う金額（以下「振込等による支払金」と称します。）と法人会員がカード毎に指定した口座から口座振替の方法により支払う金額（以下「口座引落による支払金」と称します。）に仕訳を行うこと ・「請求仕訳データ」 法人会員が、請求仕訳したカード利用代金等に関する情報 ・「本サービス」 当社が法人会員から送信される請求仕訳データに従い決済を行うサービス 第3条（本サービスの内容） (1) 当社は、前営業日にコンピュータ処理を行った利用明細データを毎営業日当社所定の方法により法人会員に対して送信します。 (2) 法人会員は、受信した利用明細データの各カード利用代金等について請求仕訳を行い、請求仕訳データを当社所定の時期に当社所定の方法により当社に送信するものとします。但し、所定の時期以外であっても、法人会員は当社の承諾を得て請求仕訳データを送信することができるものとします。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後
(3) 当社は、毎月当社と法人会員と別途定めた日までに受信した請求仕訳データについて、各請求仕訳データの利用明細データとの整合性を確認し、整合しない請求仕訳データについては、法人会員に通知の上、訂正・削除するものとします。請求仕訳の効力は、当社において請求仕訳データと利用明細データの整合性の確認ができた時点で発生するものとします。 (4) 前項の請求仕訳データの確認は原則として毎月 10 日に締め切り、振込等による支払金については法人会員が、当社との間で別途取り決めた方法によりお支払いいただき、口座引落による支払金については会員規約第 8 条第 1 項に定める方法によりお支払いいただくものとします。 (5) 当社は前項に基づく法人会員及びカード使用者の毎月の各お支払金額を、お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出た送り先にご利用明細書により通知するものとします。 第 4 条（請求仕訳の期限） (1) (2) ー省略ー 第 5 条（カード発行の準拠） ー省略ー 第 6 条（免責） 当社は、本サービスに関連して生じたカード使用者と法人会員との間の紛議等について、一切の責任を負わないものとします。	(3) 当社は、毎月当社と法人会員と別途定めた日までに受信した請求仕訳データについて、各請求仕訳データの利用明細データとの整合性を確認し、整合しない請求仕訳データについては、法人会員に通知の上、訂正・削除するものとします。請求仕訳の効力は、当社において請求仕訳データと利用明細データの整合性の確認ができた時点で発生するものとします。 (4) 前項の請求仕訳データの確認は原則として毎月 10 日に締め切り、振込等による支払金については法人会員が、当社との間で別途取り決めた方法によりお支払いいただき、口座引落による支払金については会員規約第 8 条第 1 項に定める方法によりお支払いいただくものとします。 (5) 当社は前項に基づく法人会員及びカード使用者の毎月の各お支払金額を、お支払月の前月末頃、管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送り先にご利用明細書により通知するものとします。 第 4 条（請求仕訳の期限） (1) (2) ー省略ー 第 5 条（カード発行の準拠） ー省略ー 第 6 条（免責） 当社は、本サービスに関連して生じたカード使用者と法人会員との間の紛議等について、一切の責任を負わないものとします。 2025 年 8 月現在
個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項	個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項
カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1) カード使用者は、今回のお申込みを含む別記のクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。	カード使用者として申込みをされた方（以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。 第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託） (1) カード使用者は、今回のお申込みを含むきたぎんユーシー株式会社（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後								
①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項 ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報 ③カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む） ④オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、E メールアドレス、配送先等を含む）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報。 ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報 ⑥会員が当社に届出た電話番号及び住所の有効性に関する情報 (2) 当社が各取引に関する管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。	①各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、勤務先等の事項 ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報 ③カード使用者または管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む） ④オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、E メールアドレス、配送先等を含む）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報。 ⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報 ⑥会員が当社に届出た電話番号及び住所の有効性に関する情報 (2) 当社が各取引に関する管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。								
第2条（個人情報の開示・訂正・削除） —省略—	第2条（個人情報の開示・訂正・削除） —省略—								
	第3条（個人情報の共同利用） (1) 会員は、下記の企業が下記ご案内の業務内容の為に第1条①②の情報を保護措置を講じたうえで共同して利用することに同意します。尚、この場合の情報の管理についての責任は当社にあるものとします。 (2) 上記（1）の利用期間は、原則として契約期間中および本契約終了日から5年間とします。 <table><tr><th>企業名</th><th>業務内容</th><th>利用目的</th><th>連絡先</th></tr><tr><td>㈱北日本銀行</td><td>①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務両替業務及びこれらに付随する業務 ②商品有価証券売買業務、投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債受託・登録業務等、法律により銀行</td><td>①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④融資のお申込みや継続的なご</td><td>岩手県盛岡市 中央通 1-6-7 TEL 019-653-1111</td></tr></table>	企業名	業務内容	利用目的	連絡先	㈱北日本銀行	①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務両替業務及びこれらに付随する業務 ②商品有価証券売買業務、投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債受託・登録業務等、法律により銀行	①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④融資のお申込みや継続的なご	岩手県盛岡市 中央通 1-6-7 TEL 019-653-1111
企業名	業務内容	利用目的	連絡先						
㈱北日本銀行	①預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務両替業務及びこれらに付随する業務 ②商品有価証券売買業務、投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債受託・登録業務等、法律により銀行	①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため ②犯罪収益移転防止法に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため ④融資のお申込みや継続的なご	岩手県盛岡市 中央通 1-6-7 TEL 019-653-1111						

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後			
			が営むことができる業務及びこれらに付随する業務 ③その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱が認められる業務を含む）	利用等に際しての判断のため ⑤適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため ⑥与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や業務の履行のため ⑨市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事務管理のため ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため ⑭当行グループの経営管理ならびにこれに付随する業務を遂行するため （利用目的の限定） ①個人信用情報機関から提供を

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前		改 定 後					
第 3 条（本同意条項に不同意の場合） 当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。 第 4 条（カード使用者情報の提供・利用） カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第 1 条（1）①及び②の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。 第 5 条（合意管轄裁判所） カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地、当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。 第 6 条（条項の変更） 本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。		<table><tr><td></td><td></td><td>受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ②人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。</td><td></td></tr></table> 第4条（個人情報の公的機関等への提供） カード使用者は、各種法令の規定により提出を求められた場合、またはこれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、当社が公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。 第 5 条（本同意条項に不同意の場合） 当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項（各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。 第 6 条（カード使用者情報の提供・利用） カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第 1 条（1）①及び②の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。 第 7 条（合意管轄裁判所） カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地、当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。 第 8 条（条項の変更） 本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。				受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ②人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。	
		受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 ②人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。					

きたぎん UC コーポレート会員規約・カード使用者規約（会社主債務者用） 新旧対比表 （改定箇所赤字で記載）

改 定 前	改 定 後						
■個人情報保護管理者 当社は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担当役員）を設置しております。 【問い合わせ・相談窓口等】 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談は当社にご連絡ください。 (当社名・住所・電話番号等) 岩手県盛岡市材木町2番23号 きたぎんユーシー株式会社 TEL 019-623-2600（月～金 土日祝日休み） 受付時間 9:00 ～ 17:00 https://www.kitagin-uc.co.jp/ 2024年3月現在	■個人情報保護管理者 当社は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理責任者（営業部門担当役員）を設置しております。 【問い合わせ・相談窓口等】 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談は当社にご連絡ください。 <table><tr><th>お問い合わせ事項</th><th>相談窓口</th><th>当社名・住所・電話番号等</th></tr><tr><td> ・個人情報の開示・訂正・削除、(第2条)、その他当社の保有する個人情報について ・その他本規約全般について </td><td>きたぎんユーシー お客様相談室</td><td> 岩手県盛岡市材木町2番23号 きたぎんユーシー株式会社 019-623-2600 （月～金 土日祝日休み） 受付時間 9:00～17:00 URL https://www.kitagin-uc.co.jp/ </td></tr></table> ◆当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 TEL：03-5739-3861 2025年8月現在	お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・住所・電話番号等	・個人情報の開示・訂正・削除、(第2条)、その他当社の保有する個人情報について ・その他本規約全般について	きたぎんユーシー お客様相談室	岩手県盛岡市材木町2番23号 きたぎんユーシー株式会社 019-623-2600 （月～金 土日祝日休み） 受付時間 9:00～17:00 URL https://www.kitagin-uc.co.jp/
お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・住所・電話番号等					
・個人情報の開示・訂正・削除、(第2条)、その他当社の保有する個人情報について ・その他本規約全般について	きたぎんユーシー お客様相談室	岩手県盛岡市材木町2番23号 きたぎんユーシー株式会社 019-623-2600 （月～金 土日祝日休み） 受付時間 9:00～17:00 URL https://www.kitagin-uc.co.jp/					